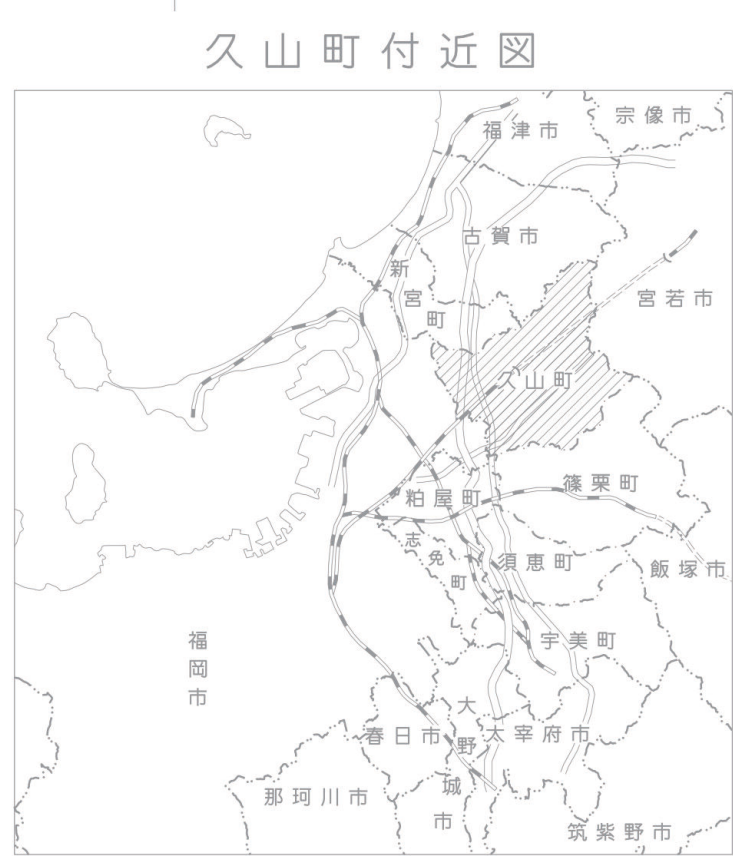


1:10,000

福岡広域都市計画総括図(久山町)

令和六年十二月



都市計画街路									
番号	街路名称	幅員 (m)	延長 (m)	総延長 (m)	起点	終点	決定日		
3 4 4-1	山ノ神深井線	16	2,570	2,700	大字久原字松浦	大字久原字松浦	昭和47年12月7日(当初) 平成23年4月13日(変更)		
3 3 4-2	船屋久山線	22	4,070	4,820	大字久原字原	大字山田字名山	昭和47年12月7日(当初) 平成23年4月13日(変更)		
7 4 4-2	幸多田山ノ神線	16	1,670	1,670	大字郡野字幸多田	大字久原字松浦	昭和47年12月7日(当初) 平成23年4月13日(変更)		
7 4 4-3	清水高橋線	16	950	950	大字久原字下ノ下	大字久原字幸之元	昭和47年12月7日(当初) 平成23年4月13日(変更)		
7 4 4-4	高橋原線	16	2,000	2,000	大字久原字幸之元	大字久原字松浦	昭和47年12月7日(当初) 平成23年4月13日(変更)		

都市計画公園				
番号	名称	面積	位置	備考
3 3 1801	久山町総合グラウンド公園	5.8ha	久山町大字久原 字幸多田の一角	久山町告示第23号 平成13年9月20日
6 5 1801	久山町総合運動公園	40.0ha	久山町大字久原 字上ノ下	福岡県告示第87号 平成23年1月12日

都市計画緑地				
番号	名称	面積	位置	備考
1	赤坂緑地	6.3ha	久山町大字久原 字上ノ下の一角	福岡県告示第1853号 昭和56年12月15日
2	新建川緑地	6.7ha	久山町大字久原 字上ノ下の一角	福岡県告示第1576号 昭和61年10月21日

凡 例		
名称	区分	摘要
都市計画区域 (行政界)	—	3,743ha
市街化区域	—	101ha
市街化調整区域	無色	3,642ha
都市計画公園	—	58.9ha
集落地区計画区域	—	101.2ha
集落地区整備計画区域	—	
地区計画区域	—	
地区整備計画区域	—	

凡 例				
色別	地域名	面積	比率	摘要
無色	市街化調整区域	3,642	97.3	最低敷地/堤防高さ 200m/1.0m
緑色	第二種低層 住居専用地域	11	0.3	高さ制限 10m
黄色	第一種住居地域	17	0.5	
青色	工業地域	11	0.3	建築基準法 第22条区域
藍色	工業専用地域	53	1.4	
計		3,743	100.0	

※本計画図は、地味及び印刷ずれ等で明確でない部分もありますので、詳細については都市計画課において、確認してください。

市街化調整区域地区計画									
地区計画区域	地区計画区域	建ぺい率	容積率	高さ制限	壁面位置	最低敷地			
△	下山田前城谷地区	—	—	15	10・15	2000			
△	下山田前城谷地区	—	—	15	10・15	2000			
△	下山田前城谷地区	—	—	15	10・15	2000			
△	下山田前城谷地区	—	—	15	10・15	2000			
△	下山田前城谷地区	—	—	15	10・15	2000			
△	下山田前城谷地区	—	—	15	10・15	2000			
△	下山田前城谷地区	—	—	15	10・15	2000			
△	下山田前城谷地区	—	—	15	10・15	2000			
△	下山田前城谷地区	—	—	15	10・15	2000			

市街化調整区域地区計画									
地区計画区域	地区計画区域	建ぺい率	容積率	高さ制限	壁面位置	最低敷地			
①	猪野別所地区	50	80	12	1.0	240			
②	猪野北部地区	50	80	12	1.0-1.5-2.0	240-500			
③	猪野南部地区	50	80	12	1.0-1.5	240-500			
④	草場地区	50	80	12	1.0-1.5	200			
⑤	上山田北部地区	50	80	12	1.0-1.5	240-500			
⑥	上山田南部地区	50	80	12	1.0-1.5	240			
⑦	上山田橋井原地区	50	80	12	1.0	240			
⑧	上山田藤河地区	50	80	12	1.0-1.5	240			
⑨	上山田黒河地区	50	80	12	1.0-1.5	240			
⑩	下山田荒河地区	50	80	12	1.0-1.5	240			
⑪	下山田新井地区	50	80	12	1.0-1.5	240			
⑫	下山田大谷地区	50	80	12	1.0-1.5	240			
⑬	下山田原田地区	50	80	12	1.0	240			
⑭	下山田伏谷地区	50	80	12	1.0	240			
⑮	下山田半見ヶ原地区	50	80	12	1.0-1.5	240			
⑯	下久原北部地区	50	80	12	1.0-1.5	240-500			
⑰	下久原南部地区	50	80	12	1.0-1.5-2.0	200-500			
⑱	下久原小川地区	50	80	12	1.0	240			
⑲	下久原小津地区	50	80	12	1.0	240			
⑳	下久原寺ノ下地区	50	80	12	1.0-2.0	240-500			
㉑	中久原野地区	50	80	12	1.0	240			
㉒	東久原大地区	50	80	12	1.0	240			
㉓	久原地区	—	—	20-1.5	400	—			
㉔	久原地区	—	—	20-1.5	400	—			
㉕	久原地区	—	—	20-1.5	400	—			
㉖	久原地区	—	—	20-1.5	400	—			
㉗	久原地区	—	—	20-1.5	400	—			
㉘	久原地区	—	—	20-1.5	400	—			
㉙	久原地区	—	—	20-1.5	400	—			
㉚	久原地区	—	—	20-1.5	400	—			
㉛	久原地区	—	—	20-1.5	400	—			
㉜	久原地区	—	—	20-1.5	400	—			
㉝	久原地区	—	—	20-1.5	400	—			
㉞	久原地区	—	—	20-1.5	400	—			
㉟	久原地区	—	—	20-1.5	400	—			
㊱	久原地区	—	—	20-1.5	400	—			
㊲	久原地区	—	—	20-1.5	400	—			
㊳	久原地区	—	—	20-1.5	400	—			
㊴	久原地区	—	—	20-1.5	400	—			
㊵	久原地区	—	—	20-1.5	400	—			
㊶	久原地区	—	—	20-1.5	400	—			
㊷	久原地区	—	—	20-1.5	400	—			
㊸	久原地区	—	—	20-1.5	400	—			
㊹	久原地区	—	—	20-1.5	400	—			
㊺	久原地区	—	—	20-1.5	400	—			
㊻	久原地区	—	—	20-1.5	400	—			
㊼	久原地区	—	—	20-1.5	400	—			
㊽	久原地区	—	—	20-1.5	400	—			
㊾	久原地区	—	—	20-1.5	400	—			
㊿	久原地区	—	—	20-1.5	400	—			

「この図面は、国土利用計画法に基づき作成されたものであり、その内容については、国土利用計画法に基づき作成されたものである。」

「この図面は、国土利用計画法に基づき作成されたものであり、その内容については、国土利用計画法に基づき作成されたものである。」

平成 4 年制定
昭和 24 年制定
昭和 25 年制定
昭和 26 年制定
昭和 27 年制定
昭和 28 年制定
昭和 29 年制定
昭和 30 年制定
昭和 31 年制定
昭和 32 年制定
昭和 33 年制定
昭和 34 年制定
昭和 35 年制定
昭和 36 年制定
昭和 37 年制定
昭和 38 年制定
昭和 39 年制定
昭和 40 年制定
昭和 41 年制定
昭和 42 年制定
昭和 43 年制定
昭和 44 年制定
昭和 45 年制定
昭和 46 年制定
昭和 47 年制定
昭和 48 年制定
昭和 49 年制定
昭和 50 年制定
昭和 51 年制定
昭和 52 年制定
昭和 53 年制定
昭和 54 年制定
昭和 55 年制定
昭和 56 年制定
昭和 57 年制定
昭和 58 年制定
昭和 59 年制定
昭和 60 年制定
昭和 61 年制定
昭和 62 年制定
昭和 63 年制定
昭和 64 年制定
昭和 65 年制定
昭和 66 年制定
昭和 67 年制定
昭和 68 年制定
昭和 69 年制定
昭和 70 年制定
昭和 71 年制定
昭和 72 年制定
昭和 73 年制定
昭和 74 年制定
昭和 75 年制定
昭和 76 年制定
昭和 77 年制定
昭和 78 年制定
昭和 79 年制定
昭和 80 年制定
昭和 81 年制定
昭和 82 年制定
昭和 83 年制定
昭和 84 年制定
昭和 85 年制定
昭和 86 年制定
昭和 87 年制定
昭和 88 年制定
昭和 89 年制定
昭和 90 年制定
昭和 91 年制定
昭和 92 年制定
昭和 93 年制定
昭和 94 年制定
昭和 95 年制定
昭和 96 年制定
昭和 97 年制定
昭和 98 年制定
昭和 99 年制定
平成 1 年制定
平成 2 年制定
平成 3 年制定
平成 4 年制定
平成 5 年制定
平成 6 年制定
平成 7 年制定
平成 8 年制定
平成 9 年制定
平成 10 年制定
平成 11 年制定
平成 12 年制定
平成 13 年制定
平成 14 年制定
平成 15 年制定
平成 16 年制定
平成 17 年制定
平成 18 年制定
平成 19 年制定
平成 20 年制定
平成 21 年制定
平成 22 年制定
平成 23 年制定
平成 24 年制定
平成 25 年制定
平成 26 年制定
平成 27 年制定
平成 28 年制定
平成 29 年制定
平成 30 年制定
平成 31 年制定
平成 32 年制定
平成 33 年制定
平成 34 年制定
平成 35 年制定
平成 36 年制定
平成 37 年制定
平成 38 年制定
平成 39 年制定
平成 40 年制定
平成 41 年制定
平成 42 年制定
平成 43 年制定
平成 44 年制定
平成 45 年制定
平成 46 年制定
平成 47 年制定
平成 48 年制定
平成 49 年制定
平成 50 年制定
平成 51 年制定
平成 52 年制定
平成 53 年制定
平成 54 年制定
平成 55 年制定
平成 56 年制定
平成 57 年制定
平成 58 年制定
平成 59 年制定
平成 60 年制定
平成 61 年制定
平成 62 年制定
平成 63 年制定
平成 64 年制定
平成 65 年制定
平成 66 年制定
平成 67 年制定
平成 68 年制定
平成 69 年制定
平成 70 年制定
平成 71 年制定
平成 72 年制定
平成 73 年制定
平成 74 年制定
平成 75 年制定
平成 76 年制定
平成 77 年制定
平成 78 年制定
平成 79 年制定
平成 80 年制定
平成 81 年制定
平成 82 年制定
平成 83 年制定
平成 84 年制定
平成 85 年制定
平成 86 年制定
平成 87 年制定
平成 88 年制定
平成 89 年制定
平成 90 年制定
平成 91 年制定
平成 92 年制定
平成 93 年制定
平成 94 年制定
平成 95 年制定
平成 96 年制定
平成 97 年制定
平成 98 年制定
平成 99 年制定
令和 1 年制定
令和 2 年制定
令和 3 年制定
令和 4 年制定
令和 5 年制定
令和 6 年制定
令和 7 年制定
令和 8 年制定
令和 9 年制定
令和 10 年制定
令和 11 年制定
令和 12 年制定
令和 13 年制定
令和 14 年制定
令和 15 年制定
令和 16 年制定
令和 17 年制定
令和 18 年制定
令和 19 年制定
令和 20 年制定
令和 21 年制定
令和 22 年制定
令和 23 年制定
令和 24 年制定
令和 25 年制定
令和 26 年制定
令和 27 年制定
令和 28 年制定
令和 29 年制定
令和 30 年制定
令和 31 年制定
令和 32 年制定
令和 33 年制定
令和 34 年制定
令和 35 年制定
令和 36 年制定
令和 37 年制定
令和 38 年制定
令和 39 年制定
令和 40 年制定
令和 41 年制定
令和 42 年制定
令和 43 年制定
令和 44 年制定
令和 45 年制定
令和 46 年制定
令和 47 年制定
令和 48 年制定
令和 49 年制定
令和 50 年制定
令和 51 年制定
令和 52 年制定
令和 53 年制定
令和 54 年制定
令和 55 年制定
令和 56 年制定
令和 57 年制定
令和 58 年制定
令和 59 年制定
令和 60 年制定
令和 61 年制定
令和 62 年制定
令和 63 年制定
令和 64 年制定
令和 65 年制定
令和 66 年制定
令和 67 年制定
令和 68 年制定
令和 69 年制定
令和 70 年制定
令和 71 年制定
令和 72 年制定
令和 73 年制定
令和 74 年制定
令和 75 年制定
令和 76 年制定
令和 77 年制定
令和 78 年制定
令和 79 年制定
令和 80 年制定
令和 81 年制定
令和 82 年制定
令和 83 年制定
令和 84 年制定
令和 85 年制定
令和 86 年制定
令和 87 年制定
令和 88 年制定
令和 89 年制定
令和 90 年制定
令和 91 年制定
令和 92 年制定
令和 93 年制定
令和 94 年制定
令和 95 年制定
令和 96 年制定
令和 97 年制定
令和 98 年制定
令和 99 年制定
令和 100 年制定

アジア航測株式会社

福岡県糟屋郡久山町